

# 専門訴訟における争点整理への専門家の中立的関与と 当事者権の保障

園田 賢治

- 一 はじめに——専門家の中立的関与の問題点
- 二 専門家の関与する争点整理における立会権の保障
- 三 争点整理における鑑定の利用
- 四 争点整理における付調停の利用
- 五 おわりに——専門委員制度と残された課題

## 一 はじめに——専門家の中立的関与の問題点

「民事訴訟を 국민に利用しやすく、分かりやすいものとし、もつて適正かつ迅速な裁判の実現を図る」ことが平成八年の民事訴訟法改正の目的であったが、医療関係訴訟・建築関係訴訟等のいわゆる専門訴訟は、依然として「分かりにくい」「時間がかかる」<sup>(2)</sup>訴訟であり、早急な対応が求められている。専門訴訟が「時間がかかる」ことの主な原因は、鑑定に時間がかかることのほかに、争点・証拠の整理（以下、単に「争点整理」と呼ぶ）に時間がかかることがある<sup>(3)</sup>とされている。<sup>(4)</sup>では、なぜ専門訴訟の争点整理に時間がかかるのかと言えば、その主な理由は、当事者（代理人）なら

びに裁判官に専門知識が欠けているからであるとされる。例えば、医療過誤訴訟において、当事者の側に専門知識が欠けていると、ありとあらゆる場面で医師側の過失をとらえて予備的に主張を構成することになり、また、診療録等の分析に時間がかかるなど、診療経過等の事実を確定すること自体に時間がかかることになる。<sup>(5)</sup> 他方で、裁判所の側に専門知識が欠けていると、裁判官が自信を持つて争点を絞ることができないということになる。<sup>(6)</sup> そして、十分な争点整理が行われないまま証拠調べに入ると、鑑定等によつて新たに判明した事実に基づいて主張の内容を付加変更し、再び争点整理と証拠調べの必要が生じることになり、争点整理手続と証拠調べを交互に繰り返す結果となる。<sup>(7)</sup>

右のような状況への対応の一つとして、争点整理段階で専門的知見を導入することが求められることとなるが、専門的知見の早期の導入によつて「迅速」な（そして専門的知見に合致しているという意味で「適正」な）裁判がある程度実現するとしても、専門的知見を争点整理に導入するということそれ自体は、必ずしも「分かりやすい」裁判の実現に直結するものではない。なぜなら、「分かりやすい」か否かは、いかなる手続を踏んで専門的知見を争点整理に導入するのかという、導入のプロセスにかかる問題だからである。専門的知見の導入のあり方しだいでは、仮に裁判所による専門的知見の獲得が容易になり、専門訴訟における争点整理の迅速化が実現したとしても、争点整理が実質的に裁判官と専門家との間でなされてしまい、かえつてそのことが争点整理過程から当事者を疎外してしまった可能性が生じる。当事者が理解していない争点、あるいは納得していない争点に、どれだけ迅速で適正な判断が下されても、当事者にとっては納得のいく裁判にならないであろう。専門的争点が当事者から離れて一人歩きしないために、当事者が主体的に争点整理ができるような専門的知見の導入のあり方が検討されなくてはならない。

専門的知見の導入方法としては、専門部・集中部等の中で裁判官自身が専門化する方法、弁護士自身が専門化する方法、そして専門家に審理に関与してもらう方法が考えられる。しかし、裁判官が専門化するという方法は、専門部

等を置けるだけの規模を持つ裁判所でなければ実施できないし、弁護士が専門化するためには、ある程度の弁護士数の増加等が条件となるので、いざれも一朝一夕に実現する見込みは薄い。加えて、専門分野と呼ばれるものは医療、建築、知的財産等に限られず無数に存在するものであるし、また、例えば医療専門と一口に言つても、内科、外科、産婦人科、歯科、眼科等、その中身も多様であるので、一人の人間が全てに精通することはそもそも無理である。裁判官や弁護士がある程度専門化したとしても、やはり専門家の協力が必要とならざるを得ない。よつて、現在のところ、専門家に関与してもらうという方法が、専門的知見の争点整理への導入の方法としては最も効果的であり、かつ汎用性があると言えよう。したがつて、本稿は、専ら争点整理に専門家が関与するという方法を考察の対象とし、他の方法によることについての問題点<sup>(8)</sup>の検討は別の機会に譲りたい。

争点整理への専門家の関与は、専門家の立場という観点から分析すると、当事者と利害関係のある立場で関与する方法と、中立的な立場<sup>(9)</sup>で関与する方法とに区別することができる。前者としては、当事者が専門家を同行し補佐人として争点整理に関与させる方法<sup>(10)</sup>、裁判外で当事者が専門家に相談し、私鑑定書を提出する方法などが挙げられる。<sup>(11)</sup>後者としては、鑑定人・調停委員・裁判所調査官といった立場で争点整理に関与する方法などが挙げられる。<sup>(12)</sup>本稿では、前者を党派的関与、後者を中立的関与と呼ぶことにする。

党派的関与における専門家の意見は、専門家が当該事件の結果に利害関係を持つため、仮にその意見が客観的・中立的なものであつたとしても、相手方の目には、党派性を帯びてゐる意見と映りやすいため、厳しいチェックを受けこととなる。また、裁判官も、その意見を安易に鵜呑みにはできないであろうし、相手方からの反論があれば、その当否を検討しなければならないであろう。そして、裁判官が、当事者のいないところで、このような党派的な立場の専門家に意見を聴くことは、裁判官の中立性を著しく損なうものであり、差し控えられなければならないことは当然

然のこととなる。

これに対しても、専門家が争点整理に中立的に関与する場合、このような専門家の立場は、中立的な裁判官と距離が近く、専門家の意見は、裁判官に比較的受け容れられやすいものと思われる。そして、両当事者のいないところで裁判官が専門家から意見を聞くことについても、少なくとも中立性の観点からは問題が生じない。しかし、このような専門的知見の導入方法は、当事者が争点整理の過程から疎外される危険を孕んでいることに留意すべきである。すなわち、党派的な専門家の意見に比べて信頼性が高い中立的な専門家の意見を聞くことは、一見すると適正・迅速な争点整理という観点から好ましいと言えるが、その反面、中立的で信頼がおけるがゆえに、当事者による十分な反論の機会が与えられないまま、専門家の意見が裁判官に受け容れられる恐れが生じるのである。この問題を考えるにあたっては、当該訴訟で問題となる専門的知見に対する当事者権（弁論権）<sup>(1)</sup>、とりわけ裁判官が専門家から専門的知見を入手する過程においての立会権の問題として捉えることが、さしあたり有効であると考える。よつて、以下では、裁判官が専門家から意見を聴く際の、当事者の立会権の検討を通じて、専門訴訟の争点整理における当事者権の保障のあり方を検討することとする。

なお、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が平成一五年七月一六日に公布され、専門委員制度が創設されたことは周知の通りであるが、この法律がまだ施行されていない現段階では、どのような運用がなされるのか明らかではないので、本稿は、専門委員制度の具体的なあり方を直接に扱うものではない。本稿は、現在の制度・運用の検討を通して、争点整理への専門家の中立的関与に際しての当事者権の保障のあり方についての基本的な考え方を明らかにし、今後の専門委員制度をめぐる具体的な議論への視座を提供することを目的としている。

(1) 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』(一九九六年)五頁。

(2) 田中康茂「裁判統計から見た医事関係訴訟事件を巡る最近の傾向」民事法情報二〇二号(二〇〇三年)二、三頁によれば、平成

一四年の医事関係訴訟事件の平均審理期間は、三〇・四か月で、通常訴訟事件の約三・七倍であるとされる。

(3) 鑑定の迅速化のために鑑定人の負担を軽減する方向での運用とそれに対する私見については、園田賢治「民事鑑定における当事者権——弁論権の保障を中心として——」九大法学八四号(二〇〇二年)五一頁参照。

(4) 東京地方裁判所医療過誤訴訟検討チーム「東京地方裁判所における医療過誤訴訟の審理の実情について」判例タイムズ一〇一八号(二〇〇〇年)五九、六一頁によれば、東京地裁において平成一一年二月一五日から同年九月三〇日までの間に既済となつた医療過誤訴訟事件について、主張整理が行われたと認められる事件の平均主張整理期間は四八五・七日であり、審理期間が二年以上の事件の平均主張整理期間は五七一・三日であつたとされる。

(5) 司法研修所編『専門的な知見を必要とする民事訴訟の運営』(二〇〇〇年)一二頁。東京地方裁判所医療訴訟対策委員会「東京地裁医療集中部における医療訴訟の審理の実情について」判例タイムズ一一〇五号(二〇〇三年)三四、三七頁、大阪地方裁判所専門訴訟事件検討委員会「大阪地方裁判所医事事件集中部発足二年を振り返って」判例タイムズ一一一九号(二〇〇三年)六五、六九頁においても当事者側の専門知識の欠如が指摘される。また、建築関係訴訟においても同様のことが指摘される。(大阪地方裁判所建築関係訴訟検討プロジェクトチーム「建築関係訴訟の審理の在り方について」判例タイムズ一〇二九号(二〇〇〇年)四、八頁参照)。

(6) 司法研修所編・前掲注(5)・一二頁、大阪地方裁判所建築関係訴訟検討プロジェクトチーム・前掲注(5)・八頁。

(7) 大阪地方裁判所医療過誤訴訟検討プロジェクトチーム「医療過誤訴訟の審理の在り方について」判例タイムズ一〇三三号(二〇〇〇年)四四、四五頁。なお、専門訴訟の争点整理に裁判所が苦労する状況は、ドイツにおいては生じていないことにつき、司法研修所編・前掲注(5)・二一頁、中村也寸志「ドイツにおける専門訴訟（医療過誤訴訟及び建築関係訴訟）の実情」判例時報一九六九号(二〇〇〇年)三二、三三頁参照。他方、アメリカにおける特許訴訟において争点整理段階から中立的な専門家が活用されていることにつき、吉川慎一・高橋彩「専門的民事訴訟の争点整理段階からの専門家の活用」司法研修所論集一〇四号(二〇〇〇年)六七頁参照。

(8) 裁判官が専門化することにつき、裁判官はどこまで自身の専門的知見を使つてよいか(裁判官の私知利用の禁止の問題)、裁判官

は専門的知見を当事者に開示しなければならないか（証明義務・心証開示の問題）といった問題が考えられる。他方、弁護士が専門化した場合は、弁護士が依頼者に専門的知見をいかに説明すべきかが問題となろう。

(9) 「中立」といっても、何をもって中立と評価するのかについては、様々な見方が可能である。本稿では、「中立」をという言葉を、紛争当事者から距離を置いた立場という意味で用いる。したがって、例えば、医療関係訴訟において、調停委員としての医師の関与が結果的に専門知識の欠けている患者側をサポートすることになつても（小海正勝ほか「医療訴訟と専門情報①」判例タイムズ一一九号（二〇〇三年）四、二九、三〇頁の議論では専門委員の制度が患者側に有利に働くとされる）、「中立的関与」であることに変わりがない。中立性の概念について、和田仁孝「司法書士とADR」月報司法書士三七〇号（二〇〇二年）四四、四六頁は、「規範的中立」対「状況的中立」の軸と、「構造的中立」対「過程的中立」の軸とのマトリックスとして整理する。この分類においては、本稿での「中立」は専ら「構造的中立」ということになろう。

(10) 西口元「民事訴訟における専門家の関わり——争点整理、証拠調べ及び和解における専門家の役割——」内田武吉先生古稀祝賀『民事訴訟制度の一侧面』（一九九九年）一六七、一七九頁、司法研修所編・前掲注(5)・八四頁、大阪地方裁判所建築関係訴訟検討プロジェクトチーム・前掲注(5)・一五頁など。

(11) ほかにも、大阪地方裁判所専門訴訟事件検討委員会・前掲注(5)・六八頁で、被告側医師による説明会、後医の証人尋問が挙げられている。大谷禎男ほか「東京地裁医療集中部における訴訟運営に関する協議会」判例タイムズ一一九号（二〇〇三年）三三、三五頁では、担当医師、被告側の同僚の医師、後医から一般的な説明を受けることが「ドクターヒアリング」として紹介されている。

(12) 西口元「訴え提起前における専門家の協力——日本版『早期中立評価』と和解」判例タイムズ一一七号（二〇〇三年）一六、一七頁は、本稿の中立性の理解とは若干異なり、調査官や調停委員を裁判所の組織の一員としての「内部の専門家」、鑑定人を裁判所外の「外部の専門家」とに区別し、後者は中立性に疑惑が持たれる危険性があるとする。

(13) 山木戸克己「訴訟における当事者権」同『民事訴訟理論の基礎的研究』（一九六一年）五九、六一頁では、当事者権の中でも弁論権と上訴権が最も主要なものであるとされ、「弁論権とは、裁判前に、裁判を受ける者が、事件について弁疎することができる地位、すなわち裁判の資料を提出する機会を法律上保障していることである」と定義される。そして、弁論権の内容として、（狭義における）弁論権、立会権、記録閲覧権が挙げられており、立会権は「当事者が弁論を尽すためには審理状況を認識していることを要

し、かつその完全を期するためには審理のあらゆる機会にこれに立ち会うことができる」（同六三頁）権利とされる。

## 二 専門家の関与する争点整理における立会権の保障

まず、専門訴訟における争点整理において、当該訴訟で問題となる専門的知見を当事者が知り、それに対しても意見を述べる機会を持つことがなぜ重要であるのか考えてみたい。それは、次の二つの観点から説明することが可能であると思われる。

一つは、争点整理のプロセスに関わる。争点整理を進めるにあたって、裁判官の果たす役割は大きい。もちろん、当事者の主張なしには争点整理は進まないが、裁判官は、訴訟指揮権、釈明権を行使することができ、争点整理は裁判官のリーダーシップのもとで行われる。そうすると、裁判官が前提としている専門的知見を基に争点整理が進められることは十分にあり得ることである。そこで裁判官がどのような専門的知見を受け容れているのかを知り、それに対して意見を述べることは、当事者にとって争点整理のプロセス全体を裁判官の考える枠組みに押し込まれないようにコントロールするために重要なである。

もう一つの観点は、争点の決定に関わる。争点の決定においては、当事者の了解が重要な要素である。もちろん、争点整理の結果の確認（民事訴訟法一六五条一項、一七〇条五項〔以下、特に断らない限り、条文は民事訴訟法の条文を指す〕）は、必ず行われなければならないという訳ではないが<sup>(14)</sup>、何が争点かにつき当事者間で認識が食い違つたままでは、争点整理が十分になされたとは言い難いので、当事者に何らかのかたちで確認をとることが望ましい。<sup>(15)</sup>しかし、争点整

理の結果の確認の際、当事者が、その前提となる専門的知見を理解していなければ、当該争点に了解できるか否かを正しく判断することは困難であろう。当事者が、最終的に争点はこれでよいか否かを判断するための情報を与えるためにも、専門的知見を当事者が知り、それに対し意見を述べる機会を持つことは、重要である。

このように、争点整理において問題となる専門的知見を当事者が知り、意見を述べる機会を持つことは重要であるが、このことを実現するにあたっては、裁判官が聴いた専門家の意見を当事者に示し、反論の機会を与えることで当事者権の保障としては十分であり、必ずしも当事者の立会いを要しないという考え方もあり得る。それでもなお当事者の立会権が保障されるべきなのかを次に検討することとする。

立会いを要しないとする理由としては、争点整理の結果は暫定的なものであるため、証拠調べにおけるよりも、当事者権の保障は手厚いものでなくともよいということが考えられる。<sup>(16)</sup>しかしながら、平成八年の民事訴訟法改正において、争点整理手続後の攻撃防御方法の提出の際の説明義務（一六七、一七四条）が課されたこと、さらに今回の改正において計画審理が導入されたことなど、その当否は別として、一度決まった争点はそれで確定して動かしにくくしていこうという方向にあるのが現状であり、争点の決定の重みは増していると言える。よって、それに伴い、争点の決定に至るまでの当事者権の保障の重要性も増していると考えるべきであろう。また、医療集中部では、争点整理手続が充実した結果、鑑定が減少しているとされており、これは従来鑑定段階で行われていたようなことが争点整理段階で行われていることを示すものと解される。この点からも、争点整理における当事者権の保障の重要性は増していると言えよう。

また、立会いを要しないとする別の理由として、裁判官が中立的な専門家に当事者のいない所で意見を聞くことと、裁判官が専門文献を調べることによつて、後者を禁止できない以上、前者を禁止することは

できない、とする考え方も想定できる。しかしながら、中立的な専門家と専門文献を同一視することはできないと考える。なぜなら、文献であれば、裁判官が文献を当事者に示すことによって、当事者は直接にそれを読むことができるのでに対し、専門家から聴いた意見を裁判官が当事者に開示する場合は、裁判官と専門家との間のやり取りが全て文書でなされたか、口頭のやり取りをビデオ等で記録していない限り、あくまで裁判官によつて理解されたことを当事者に伝えることになり、そこに解釈、誤解、情報の取捨選択が生じる可能性があるからである。また、裁判官が示した専門的知見に対し、当事者が反論ないし質問する場合、裁判官がそれに正確に答えることができるかという問題も生じる。このように、裁判官のフィルターを通した専門的知見に反論する機会を与えることだけでは、当事者権の実効的な保障のあり方としては必ずしも十分ではないようと思われる。

以上より、裁判官と専門家のみで協議をすることは、事前に当事者の同意がある場合などを除いて、原則として許されないと考える。争点整理において、当該訴訟で問題となる専門的知見を当事者が知り、それに対して意見を述べる機会を持つためには、裁判官が専門家から意見を聞く際、当事者の立会権が保障されなければならない。もつとも、訴訟の進行の説明等のために裁判官が専門家と接触するような場合にまで、当事者の立会いを要するとすることは、手続上煩瑣であろう。しかしこのことをもつて、当事者の立会権を否定すべきではない。そのような場で専門家が裁判官の説明を聴くのみで、意見を述べない保障はどこにもないからである。単なる進行上の協議をする際にも、事前に当事者の同意を得たうえで裁判官は専門家に接触すべきであり、当事者が立会いを求めるならば、それを認めるべきであろう。

次節以下では、立会権の保障という観点から、現行の制度・運用上、どのような問題があるのかを検討する。まず、争点整理における鑑定の利用について検討し、次に、付調停による専門家調停委員の利用について検討を行う。<sup>(19)</sup>

(14) 法務省民事局参事官室編・前掲注(1)・一八一頁。

(15) 山名学＝大島洋志「最近の医療訴訟の動向と審理の実情」自由と正義五四巻二号(2000年)一七頁によれば、東京地裁医療集中部において、争点整理表の作成は、裁判所が争点の見出しだけを記載した書式に原告・被告が主張を書き込む場合と、裁判所が当事者の主張も記載した争点整理表原案を作成して、当事者に補充訂正すべき事項の有無を確認する場合があるとされる。大阪地裁医事事件集中部においても同様である(大阪地方裁判所専門訴訟事件検討委員会・前掲注(5)六七頁)。

(16) 加藤新太郎ほか「専門訴訟の審理」同編『民事訴訟審理』(2000年)二四七、二九七頁「春日偉知郎発言」参照。岡田正ほか「医療過誤訴訟の審理について——鑑定を中心として——」判例タイムズ一〇三三号(2000年)四、一四頁「小佐田潔発言」も、裁判所と鑑定人だけで鑑定事項の最終的な詰め、意見確認を行う場合、その話の内容を当事者双方に連絡すべきとする。

(17) 小海正勝ほか「医療訴訟と専門情報②」判例タイムズ一一一号(2003年)二一、三二頁「福田剛久発言」参照。

(18) 加藤新太郎「専門委員の制度設計のあり方——民事訴訟の専門化対応促進のために」判例タイムズ一〇九二号(2002年)三六、三九頁は、専門委員を手続に関与させることと、裁判官が関連文献を勉強することと、その本質は同じであるとする(ただし、この部分の記述は、専門委員を関与させるに当たり当事者の同意を要するかという議論における記述であり、同三七頁では、「専門委員が意見を述べるのは、訴訟当事者が双方同席する場合に限られること」を専門委員制度の与件とするとしている)。

(19) 以上の方針のほかにも、争点整理段階で専門家が中立的に関与する方法としては、裁判所調査官や司法委員の活用という方法がある。しかし、裁判所調査官の活用は地方裁判所では工業所有権関係と租税関係に限られており(裁判所法五七条二項)、また司法委員としての専門家の活用は簡易裁判所に限られている(二七九条)ので、本稿では検討を省略する。

### 三 争点整理における鑑定の利用

争点整理手続における鑑定の利用には、二通りの方法がある。一つは、釈明処分としての鑑定(五一一条一項五号)

によるものであり、もう一つは、証拠調べとしての鑑定（二一二条以下）の早期採用によるものである。

釈明処分とは、「審理対象となる事実・争点を明らかにして訴訟指揮の遂行を良好にするためのもの」<sup>(20)</sup>であるので、争点整理段階で鑑定を利用するならば、釈明処分としての鑑定を行うことが理論的に筋が通っている。<sup>(21)</sup>そしてこの場合、一五一一条二項により、証拠調べの規定が準用されるので、意見陳述の際の当事者の立会権、ならびに鑑定人尋問権<sup>(22)</sup>が保障されるべきこととなる。しかしながら、釈明処分としての鑑定は、実務ではほとんど行われていないようである。<sup>(23)</sup>それは以下のようない理由による。

まず一つは、鑑定人選任の困難性であるとされている。<sup>(24)</sup>そもそも鑑定人を選任することは一般的に困難であることには加え、釈明処分としての鑑定固有の問題として次のようなことが挙げられる。すなわち、「鑑定人の予断排除及び公平性の維持」という観点からすると、争点整理における鑑定の利用は、釈明処分としての鑑定の方法で行い、証拠調べの鑑定が必要となつた場合には、別の専門家を選任することが望ましい<sup>(25)</sup>とされ、そのように解するならば、釈明処分として鑑定人を選任して争点整理を行つた後、証拠調べにおいてさらに鑑定が必要となれば、改めて別の鑑定人を選任しなければならないこととなる。<sup>(26)</sup>一人の鑑定人を見つけるだけでも苦労するのに、さらにもう一人鑑定人を見つけなければならないのは大変な負担となろう。

また、釈明処分としての鑑定は、鑑定人の意見陳述の方法が証拠調べの規定によることから、機動性に欠けるという難点も指摘されている。<sup>(27)</sup>他方、釈明処分としての鑑定は、証拠調べの規定により意見陳述がなされるにもかかわらず、「弁論の内容を理解し事件の内容をつかむためのもので、係争事実を認定するための証拠資料を採取するための証拠調査とは目的を異にする」<sup>(28)</sup>ことから、釈明処分としての鑑定の鑑定結果は当然に証拠とならず（ただし、弁論の全趣旨の内容の一つとなるし、当事者から書証として援用され得る）、手続が重たい割には、鑑定の結果の利用方法が、やや中途

半端なものに限られることも難点であると言えよう。

さらに、釈明処分としての鑑定は職権で命じられるにもかかわらず、鑑定費用については主張立証責任の分配に応じて当事者に負担させることになることも、釈明処分としての鑑定を行うことが躊躇される原因ではないかと考えられる。

以上のような釈明処分としての鑑定の問題点をある程度解消することができる方法として、証拠調べとしての鑑定の早期採用が提言されている<sup>(31)</sup>。民事訴訟規則一三三条は、「適切で充実した鑑定を行うためには、証人等の尋問の際、鑑定のために必要な事実関係について証言等を得ることができるようにすることが有益かつ必要である」という理由により、鑑定人の審理への立会権、ならびに証人または当事者本人の尋問における裁判長に対する求問権および直接の発問権を規定している。ここでは、鑑定人の選任が、すべての人証調べ等を終えた審理の最終段階ではなく、証拠調べの早い段階において行われることが予定されている。民事訴訟規則一三三条のこの趣旨をもう一步進め、証拠調べの早い段階のみならず、争点整理段階から鑑定を利用することが早期採用の趣旨である<sup>(32)</sup>。

そこでの手続は、争点整理の早期の段階で、概括的・抽象的な鑑定事項でもつて鑑定を採用して鑑定人を選任し、その後、鑑定人を交えた争点整理手続において、鑑定事項を具体化して確定するということになる。このような方法によつて、争点整理の早い段階で、鑑定人が審理や鑑定に必要な証拠資料等を指摘することが可能になる。証拠調べとしての鑑定の早期採用は、釈明処分としての鑑定と異なり、争点整理に関与した鑑定人が、当然に証拠調べとしての鑑定も行うことになるので、釈明処分としての鑑定において生じるような鑑定人の選任に運用上の困難をきたす問題が緩和される。

しかしながら、そもそも、このような証拠調べとしての鑑定の早期採用は明文の規定を欠くので、鑑定人がどのよ

うな形で争点整理に関与できるのかが不明確である<sup>(34)</sup>。証拠調べの規定により意見陳述をしなければならない釈明処分としての鑑定に対し、早期採用された証拠調べとしての鑑定人が、争点整理においてどのような形で意見を述べることができるのかは、必ずしも明らかでない<sup>(35)</sup>。そして、このような不明確な立場で鑑定人が争点整理に関与するならば、鑑定人が争点整理のための期日に出席すると鑑定人の負担が過大なものとなるという理由や、裁判官・当事者・鑑定人の都合のよい期日を設定するのはなかなか難しいことなどの理由で、鑑定人の都合のよい日時に、裁判官と鑑定人のみで協議が行なわれることが考えられ、当事者の立会権が保障されない可能性が生じる<sup>(36)</sup>。

- (20) 竹下守夫・伊藤眞編『注釈民事訴訟法(3)』(一九九三年)一八二頁〔吉野正三郎〕。
- (21) 加藤ほか・前掲注(16)・二九六頁〔春日・前田発言〕参照。
- (22) 鑑定人尋問権の保障について、木川統一郎・生田美弥子「鑑定人訊問と補充鑑定——民事鑑定を市民感覚に近づけるために——」判例タイムズ八六一号(一九九五年)七頁、木川統一郎・清水宏「鑑定人に証人尋問の規定が準用されるのは何故か」白川和雄先生古稀記念『民事紛争をめぐる法的諸問題』(一九九九年)二三九頁、ならびに私見として園田・前掲注(3)・六八頁以下参照。なお、今回の改正により、交互尋問で行われる鑑定人尋問の不都合を回避するために、二一五条の二として、「鑑定人質問」が新たに規定された。今後は鑑定人に対しては尋問権ではなく質問権と呼ぶべきであろうか。
- (23) 司法研修所編・前掲注(5)・八〇頁によれば、アンケート調査の結果、釈明処分としての鑑定を利用したことがあるとの回答はわずか六件であり、そのすべてが境界確定訴訟において土地家屋調査士を鑑定人に選任して、当事者の主張線を共通の図面上に明らかにするというものであつたとされる。大阪地方裁判所医療過誤訴訟検討プロジェクトチーム・前掲注(7)・四六頁の調査においても、実施された鑑定はすべて証拠調べとしての鑑定であり、釈明処分としての鑑定はなかつたとされる。
- (24) 司法研修所編・前掲注(5)・八〇頁、加藤・前掲注(18)・三六頁、西口元「医療過誤訴訟と鑑定」太田幸夫編『医療過誤訴訟法「新・裁判実務大系第一巻」』(二〇〇〇年)五〇九、五一四頁。
- (25) 東京地方裁判所プラクティス第一委員会「医療過誤訴訟の運営について」判例タイムズ一〇一八号(二〇〇〇年)三三一、三六頁。

(26) もつとも、現行法上、鑑定人の人選は裁判所が行う建前なので(二二三条)、訟明処分による鑑定と同一の鑑定人を証拠調べの鑑定のために選任することは可能である。しかし、鑑定人の中立性を重視する実務の運用、すなわち、当事者の一方が鑑定人として指名した者は、相手方に異議がないか他に適当な人がいない場合のほかは、その者を鑑定人に選任しないという運用(菊井維大・村松俊夫『全訂民事訴訟法』[II] (一九八九年) 五六五頁)を前提とするならば、訟明処分による鑑定の結果が不利なものであつた側の当事者は、同一人物が引き続き証拠調べとしての鑑定をすることに対し、ほとんどの場合に異議を唱えることが予想され、別の鑑定人を選任せざるを得ないということになろう。また、大阪地方裁判所建築関係訴訟検討プロジェクトチーム・前掲注(5)一四頁によれば、訟明処分と証拠調べで別々に鑑定人を選任することは、手続上煩瑣であるばかりか、両鑑定人の間で見解が相違した場合に、その後の審理が困難になる可能性もあるとされる。

(27) 加藤・前掲注(18)・三六頁。また、訟明処分としての鑑定は、鑑定の対象となる事項を当初から特定することが困難であることも指摘されている(吉川・高橋・前掲注(7)・八〇頁)。これに対して、訟明処分としての鑑定は、審理方針を定めるためのものであるから、核心を指摘する概括的なもので足り、また、必ずしも鑑定書を作成させる必要はないとして、訟明処分としての鑑定の利便性が、ときに強調される(山口和男「医療過誤と鑑定」山口和男・林豊編『現代民事裁判の課題⑨』(一九九一年)七二八、七三二頁)のも、通常の認識としては訟明処分としての鑑定が重たいものであることの表れであろう。

(28) 兼子一『新修民事訴訟法体系「増訂版」』(一九六五年)二〇四頁。しかしこれに対し、木川統一郎「訟明・訟明処分と弁論準備処分」中村英郎教授古稀祝賀『民事訴訟法学の新たな展開』[上巻] (一九九六年)三、一〇頁は、訟明処分による検証・鑑定は証拠方法であるとする。

(29) 竹下・伊藤編・前掲注(20)・一八九頁「吉野正三郎」。

(30) 司法研修所編・前掲注(5)・八一頁、竹下・伊藤編・前掲注(20)・一八九頁「吉野正三郎」、西口・前掲注(24)・五一五頁。

(31) 司法研修所編・前掲注(5)・八一頁など。同頁によれば、アンケート調査の結果、争点整理段階で証拠調べとしての鑑定人を選任したことがあるという回答は一三件、鑑定人選任予定者に審理に関与してもらつたとの回答が二件、これらのうち三件が争点整理目的であったとされる。

(32) 最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事訴訟規則』(一九九八年)二八五頁。

(33) 大阪地方裁判所建築関係訴訟検討プロジェクトチーム・前掲注(5)・一三頁。

(34) 当事者（弁護士）の側からの、次のような懸念も、鑑定人が争点整理において意見を述べる方法が不明確であることに起因すると思われる。すなわち、「例えば一人の人間が争点整理から参加されて、鑑定事項の作成にも参加されて、最後は鑑定書を作るとなりますと、ほとんど鑑定人たる専門家と裁判官の間の裁判であつて、法廷での審理ではないんじやないか。その場でどんなふうな話し合いがあつて、裁判所の心証なりが形成されていったか分からぬ。」（東京地方裁判所民事裁判実務研究会「シンポジウム医療過誤訴訟の審理について」判例タイムズ一〇二三号（二〇〇〇年）四、二五頁「森谷和馬発言」とされたり、「鑑定事項について鑑定人が入ってきますと、ほとんど原告代理人、被告代理人に關係なく鑑定人の意向がそのまま出てきてしまうわけです。その段階で鑑定人による心証形成が出来上がってしまう。」（藤田謹也「訴え提起後の医療過誤事件の処理について」東京弁護士研修センター運営委員会編『平成一二年度春季弁護士研修講座』（二〇〇〇年）二一五、二三二頁）とされたりする。（江里健輔ほか「山口医療訴訟連絡協議会（第一回）議事録」判例タイムズ一〇七四号（二〇〇二年）九、一〇頁「中光弘治発言」も、同様の理由から、争点整理のドクターと鑑定のドクターを分けて欲しいとする）。

(35) ほかにも、「鑑定人として採用せずに、鑑定人予定者として争点整理手続に事実上関与してもらうことになると、争点整理の結果、鑑定が必要でなくなつた場合には、鑑定料を支払うことができないし、手続上の地位も不明確である」（司法研修所編・前掲注(5)・八二頁）という問題もある。これについては、大阪地方裁判所建築関係訴訟検討プロジェクトチーム・前掲注(5)・一四頁は、「鑑定人の争点整理段階における作業に対する報酬は、鑑定書作成のための鑑定報酬とは區別して定め、当事者に費用を予納させ（当事者双方の折半が相当であろう）、争点整理に関与したことそれ自体に対し、鑑定人に報酬を支払うべきである」とする。

(36) 岡田ほか・前掲注(16)・一四頁「小佐田潔発言」は、裁判官と鑑定人だけで協議することがあり得ることが前提とされている。

#### 四 争点整理における付調停の利用

前節で検討したような争点整理段階における鑑定の利用は、一人の鑑定人で済ますにせよ、争点整理と証拠調べべと

で別々の鑑定人を選任するにせよ、いずれにしても鑑定人を外部から選任しなければならない。鑑定人の選任には、適切な人がいない、いても引き受けてもらえないなどの苦労が常につきまとるものであるため、現状では争点整理段階における鑑定を活発に利用することは難しい。そこで別の方策として、地裁および簡裁に調停委員として任命されている医師、一級建築士、不動産鑑定士、公認会計士、税理士、弁理士等の専門家（専門家調停委員）を活用して、争点整理等を行う方法が、提言・実践されている。<sup>(37)</sup>

裁判所は、争点整理の早期の段階で、事件を調停に付し（民事調停法二〇条）、専門家調停委員の協力を得て争点整理を行う。そこでは、訴訟事件を担当する裁判官が調停主任裁判官になるいわゆる自序調停の場合と、調停部の裁判官が調停主任裁判官になる場合とがある。

また、裁判官一名と調停委員二名で調停を行う場合と、裁判官だけで調停を行うこととし、専門家調停委員の関与は、専門家調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取する方法による場合（民事調停法五条一項但書、八条一項、民事調停規則二〇条、一四条一項）とがある。

争点整理のために事件を調停に付した場合、調停の経過を訴訟事件を担当する裁判官が把握する必要があるが、そのための最も確実な方法は、訴訟事件を担当する裁判官が調停主任裁判官になつて調停を行うことであり、実務では、そのような自序調停が多く行われているようである。<sup>(38)</sup> そして、この自序調停において、裁判官だけで調停を行うこととし、その裁判官が、専門家調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取する方法を採れば、訴訟における審理の形態をほぼ維持したまま、専門家調停委員の専門的知見を活用することができる。

しかし、調停における専門家調停委員の専門知識の利用に際しては、当事者の立会権が十分に保障されていない。すなわち、一般的に、専門家調停委員が意見を述べる機会は、調停期日における事件関係人の面前でも、調停期日外

でもよく、また、調停委員会は、専門家調停委員によつて述べられた意見を事件の関係人に開示しても、開示しなくてもよいとされている<sup>(41)</sup>。このことから、このような手続のもとで得られた専門的知見が、訴訟においてそのまま用いられてよいのかという問題が生じることとなる<sup>(42)</sup>。

この問題への対応として、調停の結果を訴訟で利用する際には、当事者の援用を要することとし、裁判所が勝手にそれを利用してはならないとすることが考えられる。すなわち、調停の経過等を記載した準備書面の提出<sup>(43)</sup>、民事調停法一七条の調停に変わる決定（いわゆる一七条決定）の決定書の提出<sup>(44)</sup>、調停調書の提出<sup>(45)</sup>などが考えられる<sup>(46)</sup>。これらの方法は、調停の成果を訴訟に引き継ぐか否かの最終的な判断権限を当事者の側が握つており、当事者権の保障がある程度図られていると評することができる。

しかし、右のような対応は、次のような理由で、当事者権の実効的な保障という観点からは必ずしも十分とは言えないと考える。まず、右に述べたような書面の提出は調停の結果が有利な側の当事者が提出することとなるが、不利な側の当事者は、その書面に対して反論するしかないという点が挙げられる。仮に調停における専門的知見の導入が不透明な手続でなされた場合、当事者は、その結果だけを見せられても、なぜそのような結論になつたのかが分からず、十分に反論することができないであろう。また、当事者が援用するというだけでは、当事者の側は書面に書かれた結果を受け容れるか否かの二者択一しかなく、内容の形成に関わることができない。さらに、自序調停の場合、当事者が調停の結果を訴訟で援用することを拒否しても、裁判官が調停手続で専門家から聞いた専門的知見、とりわけ専門的な経験則のようなものを今後の審理で完全に排除することが可能であるか、疑問なしとしない。そうすると、やはり当事者の見えないところで、裁判官が専門家から意見を聞く可能性があるという構造自体に問題があると言わざるを得ない。

(37)

司法研修所編・前掲注(5)・七五頁など参照。加藤ほか・前掲注(16)・二九五頁「前田順司発言」は、専門家調停委員の活用が「現在の制度の中で、一番利用しやすい」とする。しかし、このような付調停による争点整理という運用に対しても、山本和彦「専門訴訟の課題と展望」司法研修所論集一〇五号(二〇〇一年)三七、四九頁、高橋宏志ほか「座談会 民事訴訟法の改正に向けて――民事訴訟法改正要綱中間試案をめぐって」ジュリスト一二二九号(二〇〇二年)一二九頁「奥宮京子発言」などにおいて、調停制度の本来の趣旨と異なるという点から疑問が呈されている。これに対し、手続保障に配慮しつつ、調停がもつ事案解明機能を訴訟手続に利用することに積極的な見解として、伊藤眞「調停に代わる決定(民事調停法一七条)の意義と機能」石川明先生古稀祝賀『現代社会における民事手続法の展開』(下巻)(二〇〇二年)二三一頁がある。

(38) ただし、石川明・梶村太一編『注解民事調停法(改訂)』(一九九三年)三〇四頁「佐々木吉男」は、受訴裁判所の裁判官がみずから調停主任になるとしても、そのようにして構成された調停機関は法律上は受訴裁判所と全く異なるので、自庁調停という呼称は必ずしも適切でないとする。

(39) 司法研修所編・前掲注(5)・七九頁は、「争点整理を主眼として調停に付す場合には、調停で得られた成果を直接本案の審理に反映するために、本案部の裁判官自身が専門家調停委員の協力を得て争点整理を行うことが望ましく、調停部が設置されている府でも、本案部の裁判官が自ら調停主任裁判官となる方法で調停を行うことができるようになることが望ましい」とする。調停部のある大阪地裁では、当初、訴訟事件を担当する裁判官と調停主任(裁判官)とは異なるとされていたが(大阪地方裁判所付調停等検討プロジェクトチーム「大阪地方裁判所における付調停事件への取組み――専門的知見を要する事件を中心にして」判例タイムズ一〇三五号(二〇〇〇年)四、八頁)、平成二三年四月一日より、建築・調停部が発足し、そこでは建築関係訴訟についての付調停の際、自庁調停が行われることとなつた(大阪地方裁判所専門訴訟事件検討委員会「大阪地方裁判所建築関係訴訟集中部発足一年を振り返つて」判例タイムズ一〇九二号(二〇〇二年)四一頁)。

(40) 東京地方裁判所医療集中部において、付調停が行われた二〇件のうち、一八件がこの方法で行われたとされ(東京地方裁判所医療訴訟対策委員会・前掲注(5)・四四頁)、大阪地裁医事事件集中部では、八件のうち六件がこの方法で行われたとされる(大阪地

方裁判所専門訴訟事件検討委員会・前掲注(5)・七二頁)。

(41) 石川・梶村編・前掲注(38)・一四一頁「塚原朋一」。同書五六八頁「深沢利一」も、当事者に立会権はないとする。しかし専門訴訟における付調停の実際の運用は、立会権に配慮しているとされる。医療訴訟対策委員会「医療集中部における審理の実情につい

て」判例タイムズ一〇七二号（二〇〇一年）二三、二七頁は、「専門家調停委員からの意見聴取は、調停期日外でも行うことができるが、手続の透明性の確保の見地から、調停期日において双方の当事者も出頭している面前で聴取することを原則とすべきである」とする。東京地方裁判所医療訴訟対策委員会・前掲注（5）・三八頁によれば、東京地裁医療集中部の運用では、当事者の立会いの下で調停委員の意見を聴くなど手続の透明性に留意しているとする。小海ほか・前掲注（9）・三二頁「福田剛久発言」も参照。なお、青森地方裁判所建築訴訟研究会「青森地裁における建築訴訟運営改善への取り組みについて」判例タイムズ一一〇五号（二〇〇三年）五七、六六頁では、「意見聴取の方法は、当事者間の納得を得られ易くするため、できるだけ調停期日において聴取する」（傍点筆者）とされる。

（42）弁護士からは、「当事者（代理人弁護士）に反論の機会が与えられないまま、調停委員会の心証が訴訟部の裁判官に引き継がれてはならない」、「訴訟部の裁判官が調停主任を務めると、当事者の知り得ないところで裁判官が心証を形成し、当事者（代理人弁護士）にはそれに対する反論の機会が与えられない可能性があり好ましくない」という意見が述べられているとされる（大阪地方裁判所付調停等検討プロジェクトチーム・前掲注（39）・九頁）。また、「当事者が、調停が不成立となつた場合に訴訟手続で不利な取扱いを受けることをおそれて自由な発言ができなくなり、抜本的な紛争解決を目指す調停の意味が失われるおそれ」（同八頁）も指摘されており、調停手続への悪影響も懸念されている。

（43）東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会「建築瑕疵紛争事件の適性かつ迅速な処理のために——調停制度の活用を中心として——」判例時報一七一〇号（二〇〇〇年）三、八頁。

（44）東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会・前掲注（43）・八頁、大阪地方裁判所付調停等検討プロジェクトチーム・前掲注（39）・一七頁。すなわち、調停主任の裁判官は、調停不調の場合に、たとえ当事者からの異議の申立てがなされることが明らかであつたとしても、調停手続において整理された争点とこれに対する調停委員会の意見等を内容とする一七条決定を行い、一七条決定の内容が有利である側の当事者が決定書を証拠として提出することによって、調停の成果を訴訟資料化するというものである。このようない目的で一七条決定を行うことについては、調停の紛争解決機能を低下させることにならないか、といった問題点が指摘されている。一七条決定の内容をなす専門家調停委員の意見が訴訟において利用された例として、東京地裁平成九年一〇月二三日判決（判例タイムズ九八六号二九三頁）がある。

（45）東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会・前掲注（43）・八頁、大阪地方裁判所付調停等検討プロジェクトチーム・前掲注（39）・

一八頁では、調停手続で行なわれた争点整理の結果を調停調書に記載し、訴訟記録として明らかにするとされる（調停調書は訴訟記録の第三分類に綴られる）。しかし、この調停調書が、訴訟手続においてどのように用いられるのかは必ずしも明らかでない（大阪地方裁判所付調停等検討プロジェクトチーム・前掲注(39)・一八頁では、「訴訟部が事案を理解するための有力な手がかりになる」とされる）。

(46) また、大阪地方裁判所付調停等検討プロジェクトチーム・前掲注(39)・一七頁では、調停結果（不成立）報告書の活用も挙げられている。すなわち、調停が不成立になつた際に調停主任裁判官が作成して訴訟事件担当裁判官宛に送付する調停結果（不成立）報告書を、専門家調停委員の意見書を添付するなど、充実したものにするとされる。しかし、ここでの意見書も、訴訟手続上どのように取り扱われるのか明らかではない。意見書を弁論の全趣旨の中で利用し、鑑定等を行なわずに判決へ至ることができるという意見もあるとされる（同一七頁）。もつとも、このような意見書の利用については、「専門家委員の意見書を添付するのであれば、事前に、当事者（代理人弁護士）双方に開示して意見表明の機会を確保するのが相当である」（同一八頁）とされる。

## 五 おわりに――専門委員制度と残された課題

争点整理において鑑定人を使うことには鑑定人選任の苦労があり、専門家調停委員を使うことには事件を一度調停に付きなければならないため種々の問題が生じる。このような難点を立法的に解決する手段として、専門委員制度がこのたび創設された。争点整理への専門委員の関与につき、新法九二条の二第一項は、「裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面により又は口頭弁

論若しくは弁論準備手続の期日において口頭でさせなければならない。」と定める。ここでは、専門委員が口頭で説明する場合には、必ず口頭弁論もしくは弁論準備手続の期日において行われなければならないとされ、当事者の立会権を保障することが明文で規定された。この点に関しては、本稿の立場からは、望ましい立法であつたと評することができる。<sup>(47)</sup>

前節・前々節で示したように、従来の制度・運用においては、争点整理における専門家の中立的関与に際して、当事者のいないところで裁判官が専門家から意見を聞く可能性が存在していた。しかし、専門委員制度において当事者の立会権が保障されることとなつた以上、今後は、制度の趣旨が潜脱されないためにも、実質的に同じ機能を果たす専門家の利用、すなわち争点整理における鑑定や争点整理を目的とした付調停においても、専門委員制度に準じて、当事者の立会いのもとで、裁判官は専門家から意見を聽かなければならぬと解すべきであろう。

以上、本稿では、裁判官が専門家から意見を聞く場合は、原則として、当事者の立会いのもとで行わなければならぬと結論づけるが、これは、専門家が関与する争点整理において、当事者が疎外されないための一つの条件である。<sup>(48)</sup>確かに当事者が立ち会うことによつて、専門家に対して意見を述べる機会は一応保障されると考えることができる。<sup>(49)</sup>しかし、立会いの機会が保障されても、そこで専門家の説明の内容が「分かりやすい」ものでなければ、当事者は実質的に反論することができず、争点整理の場が、専門家の意見の押し付けの場になつてしまふ危険がある。争点整理とは争点が何であるかを明らかにする作業であるとすれば、「争点が何であるか」ということの中には、争点とそうでないものとを選別することとともに、争点の中身が具体的にどういうことかを裁判官と当事者が共通に理解するということも含まれていると解される。いわば、争点整理は、もつれた紛争を解きほぐすプロセスであり、難解な専門知識もまた争点整理のプロセスの中で、素人にも分かりやすいように解きほぐされることが望まれる。そのためには、

裁判官、専門家、当事者が一同に会した場で、具体的にどのようなプロセスで争点整理が行われることが望ましいのか、ということを明らかにすることが必要となるが、その検討は今後の課題としたい。

(47) もつとも、高橋宏志「民事訴訟法の改正について」法学教室二七三号(二〇〇三年)七五、七九頁、同「民事訴訟法改正・人事訴訟法制定——研究者の立場から」自由と正義五四巻七号(二〇〇三年)四六、五〇頁が指摘するように、専門委員が建築現場に赴く際、両当事者に立会いをさせるのか明示されておらず、このような場面で立会権が保障されるべきかは、議論の余地があろう。

(48) 笠井正俊「医療関係など専門訴訟への対応」カウサ二号(二〇〇二年)四九、五三頁は、専門委員制度が実現すれば、専ら争点整理のために付調停を利用するような取扱いはなくなるであろうとする。では、付調停による争点整理は、専門委員制度の導入によつて、今後禁止されるべきであろうか。事案によつては、訴訟によるよりも、調停によつて解決されることが好ましい場合があることが考えられるので、付調停それ自体は専門訴訟において積極的に活用されてよいことはもちろんである。それでは、「争点整理目的」での付調停を禁ずるとすれば良いようと思われるが、問題はそう単純ではない。東京地方裁判所医療訴訟対策委員会・前掲注(5)・四四頁によれば、付調停には、争点整理と話し合いの両方を目的とする併用型があるとされ、また、大阪地方裁判所付調停等検討プロジェクトチーム・前掲注(39)・一六頁によれば、調停成立を期待せずに争点整理のために付調停にするよりも、調停成立を期待して付調停とした場合の方が、当事者双方が調停による解決に向けた意欲を持つていていることから、結果的に調停が不成立に終わったときでも、争点整理が進んでおり、逆説的であるが、争点整理の成果を上げるために、調停成立を期待して付調停とすることが必要であるという興味深い指摘があり、争点整理目的の付調停とそれ以外の付調停とを峻別するのは難しそうである。

(49) 法務省民事局参考官室「民事訴訟法改正要綱中間試案の補足説明」(二〇〇二年)一九頁〔別冊NBL八二号一九四頁〕においては、「手続を透明化し、裁判所の中立性、公平性を損なうことのないようになるとの観点から、専門委員がどのような意見を述べたのかを知る機会を当事者に保障することにしている。当事者が専門委員の意見に対しても反論をすることは当然であり、専門委員の意見を知る機会を当事者に与えれば、これに対する反論の機会も当然に保障されることになる。」と述べられている。なお、菅野雅之・岡健太郎「民事訴訟法改正・人事訴訟制定——裁判所の立場から」自由と正義五四巻七号(二〇〇三年)五六、五

九頁によれば、最高裁判所規則において、裁判所は、当事者に対し専門委員がした説明について意見を述べる機会を与えなければならぬとする旨の規定を設ける方向で準備が進められているとされる。

〔追記〕脱稿後、専門委員制度のあり方に言及しているものとして、伊藤眞「専門訴訟の行方」判例タイムズ一一一四号（二〇〇三年）四頁、長谷部由起子「専門委員、鑑定」ジュリスト一二五二号（二〇〇三年）二九頁が刊行されている。